

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 航空法の一部改正に伴い、花巻空港管理条例の法律上の位置付けを改めることとした。（第1条関係）
- 2 他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料を、平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間に限り、2分の1に軽減することとした。（附則第3項関係）
- 3 施行期日  
この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第10条関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
  - (3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第49号）の一部を改正することとした。（附則第3項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正  
月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、支給割合を改定するとともに、併せて所要の改正をすることとした。（第31条、第32条関係）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正
  - (1) 職員の勤務時間を1週間について38時間45分とするとともに、併せて所要の改正をすることとした。（第26条関係）
  - (2) 1日につき割り振る勤務時間の上限を7時間45分とすることとした。（第26条の2関係）
  - (3) 週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができることとした。（第26条の4関係）
  - (4) 1日の勤務時間が7時間45分を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を置くこととした。（第26条の5関係）
  - (5) 月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、割り増した支給割合による手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができることとした。（第26条の9関係）
  - (6) 月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、支給割合を改定するとともに、併せて所要の改正をすることとした。（第27条の2関係）
  - (7) その他所要の整備をすることとした。（第26条の10～第27条、第27条の3、附則第22項関係）
- 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
  - (1) 職員の勤務時間を1週間について38時間45分とするとともに、併せて所要の改正をすることとした。（第2条関係）
  - (2) 1日につき割り振る勤務時間の上限を7時間45分とすることとした。（第3条関係）
  - (3) 週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができることとした。（第5条関係）
  - (4) 1日の勤務時間が7時間45分を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を置くこととした。（第6条関係）
  - (5) 月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、割り増した支給割合による手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができることとした。（第9条の4関係）
  - (6) その他所要の整備をすることとした。（第8条、第11条、第16条関係）
- 4 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、(4) (附則第8項関係に限る。)は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- (3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第3項～附則第7項関係)
  - ア 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
  - イ 職員の育児休業等に関する条例
  - ウ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
  - エ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
  - オ 職員の修学部分休業に関する条例
- (4) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。(附則第8項、附則第9項関係)

◎一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例 (条例第68号)

- 1 特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額に係る調整数を1.5に引き下げることにした。(別表関係)
- 2 施行期日  
この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。(附則関係)

◎市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例 (条例第69号)

- 1 特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額に係る調整数を1.5に引き下げることにした。(別表関係)
- 2 施行期日  
この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例 (条例第70号)

- 1 総合政策部、地域振興部及び総務部を再編し、秘書広報室及び政策地域部を設置するとともに総務部の建制順を変更することとした。(第1条、第2条関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第2項～附則第9項関係)
    - ア 岩手県議会委員会条例
    - イ 岩手県固定資産評価審議会条例
    - ウ 岩手県総合計画審議会条例
    - エ 社会貢献活動の支援に関する条例
    - オ 情報公開条例
    - カ 個人情報保護条例
    - キ 政策等の評価に関する条例
    - ク 岩手県文化芸術振興基本条例

◎県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第71号)

- 1 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。(第2条、第16条関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)